

消防指令業務に関する事務の委託費等に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と松原市（以下「乙」という。）は、松原市から大阪市への消防指令業務に関する事務の委託に関する規約（以下「規約」という。）第6条の規定に基づき、消防指令業務に関する事務の委託費等に関し次のとおり協定を締結する。

（委託費）

第1条 委託費は、次の各号に掲げる経費を合算する。

- (1) 人件費
- (2) 職員関連経費
- (3) 消防情報システム等維持管理経費
- (4) ネットワーク回線経費
- (5) 庁舎管理経費

2 前項各号の経費は、別表に定める方法により算定するものとする。

3 委託費は、前項の経費の算定においては、1円未満の端数の処理は行わないものとし、第1項各号の経費を合算した後に1円未満の端数を四捨五入するものとする。

4 第1項第3号の消防情報システム等維持管理経費に、保守契約範囲外の個別機器の修繕に係る経費は含まないものとする。

（予算額）

第2条 甲は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出を歳入歳出予算において計上するにあたり、委託費の予算額及びその明細を記載した書類を乙に提示するものとする。

（連絡会議の開催）

第3条 規約第5条に規定する連絡会議は、原則として毎年度2月に開くものとし、甲及び乙は連絡会議において、次の各号に掲げる事項について連絡調整を図るものとする。

- (1) 当該年度の業務報告
- (2) 当該年度の決算
- (3) 翌年度の業務計画
- (4) 翌年度の予算
- (5) その他委託事務の管理及び執行に関し必要な事項

(補則)

第4条 本協定に定めるもののほか、委託費に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第5条 この協定は、令和7年4月1日から施行する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ各1通を保管するものとする。

令和6年11月1日

甲 大阪市
代表者 大阪市長 横山 英幸

乙 松原市
代表者 松原市長 澤井 宏文

別表（第1条関係）

人件費	
指令員人件費	$\text{指令員に係る人件費の総額} \times \frac{\text{乙の着信件数}}{\text{甲及び乙の着信件数の合計}}$
管理要員人件費	$\text{管理要員に係る人件費の額} \times \frac{\text{乙の基準財政需要額}}{\text{甲及び乙の基準財政需要額の合計}}$ ※管理要員に係る人件費の額は、管理要員に係る人件費の総額のうち、当該職員が担当する事務全体に占める消防情報システム等の維持管理に係る事務の割合に応じた額とする。
職員関連経費	
職員関連経費	$\text{指令員に係る被服費及び寝具使用料の総額} \times \frac{\text{乙の着信件数}}{\text{甲及び乙の着信件数の合計}}$
消防情報システム等維持管理経費	
消防情報システム維持管理経費	$\text{共通機器の維持管理に係る経費の総額} \times \frac{\text{乙の基準財政需要額}}{\text{甲及び乙の基準財政需要額の合計}}$ ＋ 個別機器の維持管理に係る経費の総額
発信地表示システムの利用に要する経費	$\text{発信地表示システムサービス料} \times \frac{\text{乙の人口}}{\text{甲及び乙の人口の合計}}$
NET119 緊急通報システム、ライブ映像119 システム及び外国語通訳の利用に要する経費	$\text{サービス料の総額} \times \frac{\text{乙の基準財政需要額}}{\text{甲及び乙の基準財政需要額の合計}}$
ネットワーク回線経費	
ネットワーク回線経費	$\text{共通機器に係るネットワーク回線使用料の総額} \times \frac{\text{乙の基準財政需要額}}{\text{甲及び乙の基準財政需要額の合計}}$ ＋ 個別機器に係るネットワーク回線使用料の総額
庁舎管理経費	
電気使用料(指令情報センター)	$\text{消防指令業務に係る電気使用料} \times \frac{\text{乙の基準財政需要額}}{\text{甲及び乙の基準財政需要額の合計}}$ ※消防指令業務に係る電気使用料は、大阪市消防局庁舎（西消防署を除く。）の年間電気使用料のうち、消防局庁舎の床面積に占める消防指令業務に係る部分の床面積の割合に応じた額とする。
電気使用料(天王寺指令センター)	大規模災害等の発生に伴い天王寺指令センターを稼働した場合にのみ算入するものとし、当該経費の算出にあつては、その都度協議して決定するものとする。
庁舎修繕費	消防指令業務に係る部分の修繕が発生した場合にのみ算入するものとし、当該経費の算出にあつては、その都度協議して決定するものとする。

備考 この表における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 消防情報システム 消防指令業務の運用に必要な全てのシステムをいう。
- (2) 共通機器 消防情報システムのうち、甲及び乙が共通して使用する機器（ソフトウェアを含む。）をいう。
- (3) 個別機器 消防情報システムのうち、乙が個別に使用する機器（ソフトウェアを含む。）をいう。
- (4) 指令員 消防指令業務に従事する職員（課長級以上の職員を除く。）をいう。
- (5) 管理要員 消防情報システム等の維持管理に従事する職員（課長級以上の職員を除く。）をいう。
- (6) 着信件数 当該年度の前々年度の着信件数をいう。
- (7) 基準財政需要額 当該年度の前々年度の消防費に係る基準財政需要額をいう。
- (8) 人口 当該年度の前々年度の3月末日現在において住民基本台帳に記録されている数をいう。